自衛官による女子中学生暴行事件に関する意見書

去る3月12日午後6時ごろ、航空自衛隊恩納分屯基地所属の二等空尉が、帰宅途中の県内女子中学生を無理やり車に乗せて、海岸の空き地に連れ込み、脅迫のうえ暴行して辱めた事件が発生した。

この卑劣な行為によって、被害者本人及びその家族に与えたぬぐ い去ることのできない苦しみを思うと、断じて許せるものではない。

あいつぐ米兵による犯罪、事件に加え、県民の生命・財産を守るべき立場にある自衛官まで、いたいけな少女の尊厳を無惨に踏みにじる行為に及んだことに対し、大きな衝撃と怒りを覚えるものである。

よって北谷町議会は、町民の生命・財産・人権及び、青少年の健全育成を図る立場から、関係当局に厳重に抗議するとともに、自衛隊の綱紀粛正の徹底と再発防止の対策が講じられるよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2 0 0 1 年 3 月 2 6 日沖縄県中頭郡北谷町議会

あて先

内閣総理大臣

防衛庁長官

沖縄県知事

衆議院議長

参議院議長